

第134回国会概観

—— 宗教法人法改正案が成立 ——

第134回国会（臨時会）は、平成7年9月29日に召集された。

会期は、当初11月13日までの46日間とされたが、宗教法人法改正案等の十分な審議期間を確保する等の理由で、与党3党などの賛成多数により、衆参本会議において12月15日まで32日間の会期延長が議決され、通算78日間となった。

開会式は、召集日当日の午後1時から行われた。

今国会は、①平成7年度第2次補正予算及び金融機関の不良債権に対する政府の処理方法、②一連のオウム真理教事件に端を発した宗教法人法改正案、③沖縄県での駐留米兵による少女暴行事件を契機にした日米地位協定の見直しと米軍基地の整理・縮小問題等が大きな焦点であった。

今国会では、村山総理の所信表明演説、武村大蔵大臣の財政演説、それらに対する質疑が行われたのに次いで、景気対策を柱とする平成7年度第2次補正予算及びその関連法案のほか、防災対策関連法案、国家公務員給与法関連法案等の審議が行われた。延長後の国会においては、宗教法人法改正案を中心に審議が行われた。

そのほか、武村大蔵大臣から衆本会議で「大和銀行問題についての発言」、参本会議において「現下の金融問題についての報告」、さらに、橋本副総理・通産大臣と河野外務大臣から「APEC大阪会議等出席報告」及び「APEC大阪会合を中心とする外交案件に関する報告」が衆参本会議で行われ、それぞれ質疑が行われた。

12月15日、衆参本会議において請願審査を行うとともに会期末手続が行われ、第134回国会は閉幕した。

【院の構成】

召集日当日の参本会議では、科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会、中小企業対策特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会の8特別委員会が設置された。

衆議院においては、前国会と同様の9特別委員会が設置された。

また、10月31日の衆本会議において、宗教法人に関する特別委員会が設置され、参議院においても、11月10日の本会議で宗教法人等に関する特別委員会が設置された。

【村山総理の所信表明演説】

召集日当日の午後、衆参本会議において村山総理の所信表明演説が行われた。

演説では、その半分近くを景気回復策や経済構造改革などに割き、8月に改造した村山内閣を「景気回復内閣」と位置づけ、景気回復に全力で取り組む姿勢を明らかにするとともに、当面の政策の重点を経済対策に絞る姿勢を表明した。

まず、4月の緊急円高対策、6月の同対策内容の見直し、今回の「経済対策」と切れ目なく対策を講じてきた経緯を説明し、内需拡大と経済構造改革の必要性を訴え、さらに第2次補正予算の早期成立を求めた。

金融機関の不良債権処理問題については、不良債権処理の早期解決のため果斷に対応し、金融システムの安定性を確保できるよう、金融制度調査会での議論を踏まえ、年内に全体的な対応策をまとめる段取りを提示した。

一方、与野党が対立し、今国会の焦点となった宗教法人法の改正問題では、社会状況や宗教法人の実態が変化する中で、現行法では必ずしも実情に適しない面が生じているとの認識を示すと同時に、「宗教法人審議会の慎重な検討結果を踏まえて、信教の自由と政教分離の原則を順守しつつ、必要な法改正に取り組む」と、今国会での法改正に積極的な考えを示した。

また、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件、銃器犯罪の急増で国民の安全への危惧が強まっていると指摘するとともに、安全で安心できる社会を構築することは内閣が最も重視する課題として、被災地の本格復興や凶悪犯罪の再発防止などに全力を挙げる意向を表明した。

さらに、「改革推進政権」であることも強調し、経済構造改革や行政改革に積極的に取り組む決意を披瀝した。

外交問題では、11月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）大阪会議について、議長国としての責務を果たすため、貿易・投資の自由化などに向けた「行動指針」の策定を表明するとともに、さきの中東諸国歴訪を踏まえ、ゴラン高原の国連平和維持活動（PKO）などを挙げて、国際平和に積極的に貢献する考えを示した。

また、唯一の被爆国として、中国とフランスの核実験について、両国を名指しで批判するとともに遺憾の意を表明し、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期締結を呼びかけ、核廃絶に向けて日本が積極的に役割を果たす決意を示した。

そのほか、沖縄駐留米兵による少女暴行事件に言及し、「極めて遺憾であり、事件が再発しないよう米側に強く求めるとともに、きちんと対処していき

たい」と表明した。

最後に、「引き続き国政を担っていく決意である」と述べ、政権担当意欲を表明した。（詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説」を参照されたい。）

代表質問は、10月2日から4日にかけて衆参本会議において行われた。

その主なものは、村山内閣の政治姿勢、中仏の核実験、沖縄における少女暴行事件、防衛計画大綱の見直し、APEC大阪会議への対応、不良債権処理問題、阪神・淡路大震災の復興への取り組み、新食糧法下における米価安定、宗教法人法改正について等であった。

【法律案等の審議概況等】

今国会に提出された内閣提出法案は17件であり、宗教法人法改正案等、すべて成立した。内閣提出法案の100%成立は、第131回国会以来3国会（内閣提出法案のなかった第133回国会を除く）連続のものである。

また、本院調査会長提出の高齢社会対策基本法案（第132回国会提出、衆議院継続）も成立した。これは、参議院の「国民生活に関する調査会」（平成4年8月～平成7年7月）が調査会として初めて提出し、成立した法案である。

さらに、衆議院議員提出法案22件のうち6件が成立した。その中には、科学技術基本法案、公職選挙法改正案、政党助成法改正案も含まれている。

なお、衆議院において、臓器移植法案が6度目の継続審査となつたほか、新進党提出の行革関連法案が継続審査となつた。

条約は、新日米特別地位協定など7件が提出され、すべてが承認された。

また、平成7年度第2次補正予算も成立した。

〔平成7年度第2次補正予算等の審議〕

10月4日に国会に提出された平成7年度第2次補正予算は、さきに決定した「経済対策」を国として具体化するもので、総額5兆3,252億円に上り、補正予算の規模としては過去最大のものとなつた。

第2次補正予算に伴い、4兆7,020億円の国債（このうち赤字国債は2,110億円）を追加発行する。このため、当初予算と第1次補正をも合わせた今年度の新規国債の発行額は20兆1,260億円、国債依存度は25.5%となり、昭和58年度以来の高水準となる。この結果、平成7年度末の国債発行残高は220兆円を超える見通しで、財政事情は一段と悪化することとなつた。

10月4日、衆参本会議で武村大蔵大臣の財政演説が行われた。その内容は、平成7年度第2次補正予算や9月20日にまとめた総額14兆2,200億円を超える「経済対策」などについてであり、翌5日の衆参本会議でそれに対する質疑が行われた。

演説では、景気の現状認識について、「足元の経済は厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られる」とした上で、「経済対策」は景気回復を確実なものとするため、事業規模を史上最大としたと強調した。

焦点の金融機関の不良債権の問題について、「処理を先送りすることなく年内に対応策がまとまるよう全力で取り組む」と早期解決への強い決意を表明した。さらに、公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方についても、「金融システム内での最大限の対応等を踏まえつつ検討を進める」と述べ、公的資金導入に前向きの姿勢を示すとともに、国会に問題を提起し、議論を促す姿勢を示した。

また、今回の2次補正で2,110億円の赤字国債を発行することを決めたことのほか、財政の硬直化への懸念を表明、財政改革推進の必要性を強調した。

与党内で意見の食い違いのある土地税制の取り扱いについては、「平成8年度の税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討する」と述べた。

また、大蔵省幹部の一連の不祥事については、「大蔵省、ひいては公務員全体への信頼が大きく損なわれたことは遺憾であり、極めて重く受けとめる。今後二度とこのようなことが起こらないように綱紀の肅正に最大限努力する」と改めて遺憾の意を表明するとともに、再発防止に全力を挙げる考えを示した。

(詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説」を参照されたい。)

10月5日、衆参予算委において平成7年度第2次補正予算の趣旨説明が行われ、11日から衆議院において実質審議が始まった。

補正予算は、衆予算委において同13日に賛成多数をもって可決され、当日の本会議に緊急上程され、可決の後、参議院へ送付された。

なお、同日の衆予算委において新進党、共産党からそれぞれ補正予算を撤回の上編成替えを求める動議が提出されたが、両動議とも否決された。

参予算委においては、同16日から審議が始まり、18日に賛成多数をもって可決され、同日の参本会議で可決、成立した。

また、並行して新事業促進関連法整備法案、建築物耐震改修促進法案などの第2次補正予算に関連する7法案の審査が行われ、いずれも可決、成立した。

[沖縄の米軍基地問題等]

沖縄県での駐留米兵による少女暴行事件を端緒に、日米地位協定の在り方及び在日米軍基地に対する批判が高まった。

衆参本会議において総理は、「事件は極めて遺憾であり、再発防止のため、日米外相会談等あらゆる機会を利用して厳格な措置をとるよう米側に強く申し入れてきた。刑事裁判手続きに関する特別専門家委員会を設置し、早急に結論

を得るよう全力を尽くす」旨答弁した。

なお、10月24日の河野外相とモンデール駐日米国大使の会談を受けて、翌25日、日米合同委員会において、殺人や暴行等の重大事件については米軍人・軍属の容疑者の身柄を起訴前に日本側に引き渡すことを可能にするとの運用上の改善を行うことで一致した。

沖縄県の在日米軍基地の整理・縮小等については、政府と沖縄県の「沖縄米軍基地問題協議会」において、1年以内をめどに具体策をまとめることで合意した。

また、同事件をきっかけに大田沖縄県知事が米軍用地強制使用の代理署名を拒否している問題では、参予算委において総理は、「訴訟で片づくような問題ではない。知事とも十分話し合い、解決できるよう努力する」旨述べた。しかし、同知事と会談、協議したが合意に至らず、11月21日、閣議等での了解を受け、総理みずから署名をするための法的手続に入った。

一方、在日米軍駐留経費の負担増を定めた新特別地位協定は、9月にニューヨークで開かれた日米の外交・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会で署名されたものであるが、11月6日、衆外務委で賛成多数で承認された後、7日の本会議において承認され、参議院に送付された。

参議院では、11月9日、外務委において賛成多数で承認された後、10日の本会議において承認された。

〔宗教法人法改正案の審議〕

オウム真理教事件をきっかけに宗教法人法改正の動きが本格化し、9月29日、宗教法人審議会の検討結果が文部大臣に報告された。その報告を受け、特別委員会設置をめぐり与野党の調整が難航する中、10月17日、政府は、複数の都道府県で活動する宗教法人の所轄庁を文部省に移管することなどを内容とする宗教法人法改正案を閣議決定し、国会に提出した。

10月31日、衆本会議で、与党3党と共産党などの賛成多数で「宗教法人に関する特別委員会」が設置され、宗教法人法改正案をめぐる与野党の攻防が本格化した。

同日の衆本会議では、特別委の設置と同時に改正案の趣旨説明と質疑も行われ、本会議後の特別委で越智伊平委員長（自民党）を互選した。

11月1日、同特別委において提案理由の説明が行われた。

同2日、6日と村山総理ら全閣僚が出席して総括質疑が行われ、本格論戦に入った。総理は、改正案は見直しを求める国民の期待にこたえたものであることを強調するとともに、今国会での成立に改めて意欲を示した。

その後、7日から9日にかけ一般質疑が行われ、10日午前に締めくくり総括

質疑を行い、午後の特別委において、与党3党や共産党などの賛成多数で改正案は可決された。

なお、公聴会及び参考人招致は行われなかった。

13日の本会議において、会期延長の議決後、同改正案は記名投票の結果、賛成298、反対155で可決され、参議院に送付された。

一方、11月10日、参議院においても与党3党と共産党などの賛成多数で「宗教法人等に関する特別委員会」が設置され、本会議後に開かれた特別委において佐々木満委員長（自民党）を互選した。

参議院においては、延長後の11月22日、本会議及び特別委において趣旨説明を聴取した。なお、本会議及び特別委ともに平成会は欠席であった。

同27日、平成会は、佐々木委員長の委員会運営が民主的でないとして同委員長不信任の動議を提出したが、賛成少数で否決された。その後、審議に入り、村山総理ら全閣僚が出席して総括質疑が行われた。

翌28日には、総括質疑が行われた後、参考人招致の人選等をめぐり与野党が対立し、議員会館内の委員長室前等での混乱があった。

さらに29日には、佐々木委員長が健康上の理由で辞意を表明、同特別委において採決の結果、賛成多数で辞任が許可され、後任には同党の倉田寛之委員が選任された。その後、質疑が行われた。

質疑は、同30日、12月1日も引き続き行われた。

参考人招致問題等については、12月1日未明、与党3党と平成会の代表者会議において協議が行われた後、合意された。

それを受け、同4日に6人の参考人に対する質疑が行われ、5日には広島及び仙台の両市において地方公聴会が開催された。6日には、中央公聴会を開き、各会派推薦と一般公募の公述人計5人から意見を聴いた。

同7日、締めくくり総括質疑を行った後、与党3党や共産党などの賛成多数で改正案は可決された。なお、附帯決議が付された。

翌8日、本会議において、記名投票の結果、改正案は賛成172、反対69で可決、成立した。

参議院においては、宗教と国家の関係、宗教団体の選挙へのかかわり、信教の自由への侵害、宗教法人の所轄官庁への提出書類が国政調査権の対象となるのかどうか、財務書類を閲覧請求できる信者の範囲等の議論が行われた。

なお、12月15日、参本会議では全会一致をもって、衆本会議においては賛成多数をもって閉会中審査の議決を行った。

審議の中で論点となった政治と宗教の関係、参考人招致問題、政教分離原則を定めた憲法20条の政府の解釈変更、宗教法人の優遇税制見直し等の課題につ

いては、常会へ引き継がれることとなった。

【その他】

〔参議院比例代表選出議員の繰り上げ当選〕

中央選挙管理会は、8月24日午前、自治省内で選挙会を開き、田辺哲夫議員（自民党）の死去（8月8日）に伴う繰り上げ当選者を山東昭子君とすることを決め、25日に当選証書を付与した。

〔参議院議員佐賀選挙区補欠選挙〕

大塚清次郎議員（自民党）の死去（10月3日）に伴う佐賀選挙区補欠選挙は、11月2日告示され、同19日に投票、即日開票され、自民党の岩永浩美君が当選した。任期は、平成10年7月25日までである。

〔参議院制度改革検討会の設置〕

参議院では、昭和52年から歴代の議長のもと、「参議院改革協議会」等によりさまざまな改革の努力が続けられ、これまで本院の組織及び運営の改革について幾多の改善策が実施され、その成果を上げてきた。

さきの通常選挙により院の構成が改まったのを機に、9月28日に開かれた斎藤議長と各会派代表者との懇談会において、我が国の二院制のもとにおける参議院の在り方に関する諸問題とその改善策を検討するため、新たに本院議員で構成する議長の諮問機関を設置することが合意され、その取り扱いについて議院運営委員会において検討することとなった。

これを受け、10月5日の議院運営委員会において、委員11名をもって組織する参議院制度改革検討会の設置が決定された。

今後、自民党の前田勲男議員を座長に、1年後をめどに改革案をまとめることになっている。

〔田沢法務大臣・江藤総務庁長官辞任〕

田沢法務大臣は、支持団体からの2億円の借入金を平成5年の国会議員の資産報告書に記載していなかったことが判明するとともに、参議院本会議の代表質問で2億円借り入れ問題を取り上げないよう平成会に働きかけたとの報道がなされ、10月9日、「閣僚として、結果的に国会審議に影響を及ぼしかねないため」との理由で辞任した。後任には宮澤弘参議院議員が任命された。

また、江藤総務庁長官は、朝鮮半島に対する日本の植民地支配に関連する発言が韓国との深刻な外交問題に発展したことに加え、衆議院では新進党が不信任決議案を、参議院でも平成会が問責決議案を提出したことから、11月13日、「会期末の国会を混乱させたくない」として辞任した。翌14日、後任に中山正

暉元郵政大臣が任命された。

村山内閣の閣僚の辞任は、昨年8月に太平洋戦争に関する発言でアジア諸国の反発を招き辞任した桜井環境庁長官以来、計3人となった。

[山口元労働大臣、逮捕許諾請求議決後に逮捕]

12月5日、旧東京協和・安全の2信組乱脈融資に絡む不正融資事件で、山口元労働大臣の逮捕許諾請求を審議する衆議院議院運営委員会が秘密会で開かれ、翌6日午後の議院運営委員会及び本会議で逮捕許諾が議決されたのを受け、山口元労働大臣は背任容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

逮捕許諾に基づいて国会議員が国会会期中に逮捕されるのは、昨年3月の中村喜四郎元建設大臣以来である。

同15日、衆予算委は、去る6月17日の証人喚問での証言について、議院証言法に基づき、偽証容疑で山口元労働大臣を刑事告発することを全会一致で議決した。